

パートタイム職員 就業規則

第1章 総 則

第2章 採用及び労働契約

第3章 服務規律

第4章 労働時間・休憩及び休日

第5章 休暇等

26.8.29

第6章 賃金

第7章 退職及び解雇

特定非営利活動法人

がんサポートコミュニティー

パートタイム職員 就業規則

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、特定非営利活動法人 がんサポートコミュニティー（以下「法人」という。）就業規則 第2条に基づき、パートタイム職員の労働条件・服務規律その他の就業に関することを定めるものである。
- 2 この規則に定めないことについては、当法人の規則及び労働基準法その他の関係法令の定めるところによる。

(定 義)

- 第2条 この規則において「パートタイム職員」とは第2章の定めにより採用された者で、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の職員の1週間の所定労働時間に比べて短い職員をいう。

第2章 採用及び労働契約

(採用)

第3条 法人は、パートタイム職員の採用にあたっては、就職希望者のうちから選考して採用する。

(労働契約の期間等)

第4条 法人は、労働契約の締結に当たって期間の定めをする場合には3年の範囲内で、契約時に本人の希望を考慮のうえ、各人別に決定し、別紙の労働条件通知書で示す。

2 前項の場合において、当該労働契約の期間満了後における当該契約に係る更新の有無を別紙の労働条件通知書で示す。

3 当該契約について更新する場合 又はしない場合の判断の基準は以下の事項とする。

- ①契約期間満了時の業務量により判断する
- ②当該パートタイム職員の勤務成績・態度により判断する
- ③当該パートタイム職員の能力により判断する
- ④法人の経営状況により判断する
- ⑤従事している業務の進捗状況により判断する

(労働条件の明示)

第5条 法人は、パートタイム職員の採用に際しては、別紙の労働条件通知書及びこの規則の写しを交付して労働条件を明示する。

第3章 服務規律

(服 務)

第6条 パートタイム職員は、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、法人の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努めなければならない。

(遵 守 事 項)

第7条 パートタイム職員は、以下の事項を守らなければならない。

- ①許可なく職務以外の目的で法人の施設、物品等を使用しないこと
- ②職務に関連して自己の利益を図り、又は他より不当に金品を借用し、若しくは贈与を受ける等不正な行為を行わないこと
- ③勤務中は職務に専念し、正当な理由なく勤務場所を離れないこと
- ④法人の名誉や信用を損なう行為をしないこと
- ⑤在職中及び退職後においても、業務上知り得た法人、取引先等の機密を漏洩しないこと
- ⑥許可なく他の法人・会社等の業務に従事しないこと
- ⑦酒気を帯びて就業しないこと
- ⑧その他パートタイム職員としてふさわしくない行為をしないこと

(セクシャルハラスメントの禁止)

第8条 性的言動により、他の職員に不利益や不快感を与えたる、就業環境を害するようなことをしてはならない。

(職場のパワーハラスメントの禁止)

第9条 職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景にした、業務の適正な範囲を超える言動により、他の労働者に精神的・身体的な苦痛を与えたる就業環境を害するようなことをしてはならない。

(個 人 情 報 保 護)

第10条 パートタイム職員は、法人及び取引先等に関する情報の管理に十分注意を払うとともに、自らの業務に関係のない情報を不当に取得してはならない。

- 2 パートタイム職員は、職場又は職種を異動あるいは退職するに際して、自らが管理していた法人及び取引先等に関するデータ・情報書類等を速やかに返却しなければならない。

第4章 労働時間・休憩及び休日

(労働時間及び休憩)

第11条 始業及び終業の時刻並びに休憩時間は労働条件通知書により、各人ごとに通知する。

2 前項の規定にかかわらず、業務の都合その他やむを得ない事情により始業及び終業の時刻並びに休憩時間を繰り上げ又は繰り下げることがある。

(休日)

第12条 休日は、次のとおりとする。

- ①日曜日
- ②国民の祝日（振替休日を含む。）及び国民の休日（5月4日）
- ③年末年始（12月29日より1月3日まで）
- ④その他法人が指定する日

(時間外及び休日労働)

第13条 法人は、第11条第1項で定める労働時間を超えて労働させるものとする。

第5章 休 暇 等

(年次有給休暇)

第14条 6ヶ月以上継続して勤務し、法人の定める所定労働日数の8割以上出勤したときは、次表のとおり年次有給休暇を与える。

		雇入れの日から起算した継続勤務時間の区分に応ずる年次有給休暇の日数						
週所定労働時間	週所定労働日数	6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
30時間以上	5日	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	4日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

2 年次有給休暇を取得しようとするときは、所定の用紙によりその期日を指定して事前に届け出るものとする。

3 当該年度の年次有給休暇を取得しなかった残日数は、翌年度に限り繰り越される。

(育児休暇等)

第15条 育児休暇等は労働基準法の定める例による。

第6章 賃金

(賃金)

第16条 法人のパートタイム職員の給与等については、別に定める。

2 各人ごとの給与は、労働条件通知書に記載する。

(欠勤等の扱い)

第17条 欠勤・遅刻・早退及び私用外出の時間数に対して賃金は支払わないものとする。この場合の時間数の計算は 分単位 とする。

第7章 退職及び解雇

(退職)

第18条 パートタイム職員が、次のいずれかに該当するときは、退職とする。

- ①労働契約に期間の定めがあり、かつ、労働条件通知書にその契約の更新がない旨あらかじめ示されている場合には、その期間が満了したとき
- ②本人の都合により退職を申し出でて法人が認めたとき又は退職の申し出から14日を経過したとき
- ③本人が死亡したとき

(解雇)

第19条 パートタイム職員が、次のいずれかに該当するときは、解雇する。

この場合において少なくとも30日前に予告するか又は予告に代えて平均賃金30日分以上の解雇予告手当を支払う。

- ①勤務成績が著しく不良で、向上の見込みがなく、就業の適さないと認められたとき
- ②業務上の負傷又は疾病による療養開始3年を経過しても当該負傷又は疾病が治らない場合であって、パートタイム職員が、傷病補償年金を受けているとき又は受けることとなったとき
- ③心身に障害がある場合で、適正な雇用管理を行い、雇用の継続に配慮しても業務に耐えられないと認められたとき
- ④業務の運営上やむを得ない事情又は天災事変その他のこれらに準ずるやむを得ない事情により事業の継続が困難になったとき
- ⑤その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき

付 則

(施 行 期 日)

第1条 この規則は 平成 26 年 4 月 1 日に遡求して 施行する。